いまして、この方面の指導に手ぬかりのないようにしていきたい。同様に考えております。とかくこの問題につきましては、先ず第一教育者が反省し責任を感じなければならない問題であると私は考えております。以上でございます。

8番

二度とこのような事件がまたと起こらないような教育行政をあずかる立場にいて、現場の先生方、そして生徒にも十分注意を払ってこの行政に当ってもらいたいと思います。次に予算編成に当りまして、まず現地のP.T.A会費、P.T.A予算、いわゆるそういうのも検討されて、予算編成にあたられたかどうか。どうか、ということは、即ち学校のいわゆる教育予算で足らない分は、PTAの方が負担しております。施設がかなりやってあるようでございます。それを大体みれば、その学校が大体どういったような要求を欲してある人だとか、又どういったようなのが不足してある人だというようなこともある程度解る人じゃないかというように思う次第でございます。そういう意味からして、参考資料としてとりよせて参考資料として編成時には、行なわれてあります。ますが。。。。。。。。。。。

教育委員長

お答を申し上げます。今の御質問に対しましては、各学校のP.T.A予算は取りよせておりません。それから各学校の校長、教頭の会合がございますがその研究会という会がございますが、そこからの要望、それから各学校からの施設の状況、要望、要請を参考にしてやっております。

8番

この教育要覧を見ました場合に事務局職員のP.T.Aによって賄われておりますが、1校だけございます。善天間中学校だけ~~ございます~~がP.T.Aで賄われております。そういった点はどのような考えを持っておられますか。教育要覧の15ページ。

教育委員長

はっきりしません。事務職員のP.T.Aの職員として、善天間中に1人ある。この件についてですか。

8番

はい。

教育委員長

この外の学校は、こういう職員がおり

ません。普天間中だけがPTA予算で事務職員を置いて会計をやっております。外の学校はありません。

8番

そういうものは、今の事務職員の委員会負担によってですね、殆んど残りの学校は行なわれております。2名のところもございます。普天間中学校だけは、その職員数、数が多いということですが、委員会としての割り当ては1～2名だが普天間中学校だけは、3名使ってあるから1名分はPTAが負担しているというようなあれになっておりますか。

教育委員長

この方はPTA自体で雇ってあるんであって、委員会から何ってある訳じゃないですから、PTA自体で給料を出して、PTA予算から給料出して、雇っている訳です。

8番

次に出の委員会旅費3×5人×80日になっておりますが、この資料からいたしますと、4月までに委員会開催は23回しか行なわれておりません。これはそういうあれですか。この資料が間違い

ねければ4月までに23回でございますので、どう見ても30回という数字は考えられませんですが。

議長
休憩いたします（午後2時50分）
再開いたします（〃 2時51分）

教育委員長
今の御質問は、その定例会、臨時会の回数23という、これは回数であってですね、日数とは違うんです。

8番
いわゆるこの資料では、69年7月から70年4月末までに開催数ですね、定例会が10回、臨時会が13回、合計23回となっております。

教育委員長
これは定例会、臨時会だけの回数であってですね、その外に或いは校舎の入札だとか、そういうような会で4月までに74日になっております。

議長
休憩いたします（午後2時54分）
再開いたします（〃 2時55分）

8番

今の説明で納得いたしました。しかしながら今後、資料を作る場合には適正な資料を作って下さい。こういったような資料がある場合には、市民が非常に誤解を招くおそれがありますので、十分なる資料に基いて資料を作っていただきたいと思います。

5番

説明書の11ページ2款1項2目14節使用料及び借料でございますが、20,000こしてありますけれども附記欄の数字とは一致しません。いずれが正しい人ですか。その内容はどういうものか、御説明願います。

会計係

これは、説明欄のところで不十分でございますが、この5%増の額だけ加えまして、去年の額に5%増ということ、でございます。おっしゃる通り増額と二つ加えては、この20,000にはならない訳でございます。

5番

これだけで皆さん方お解りになりますか。20,000ドルのこの説明には、なら人と、思います。この附記は、じゃ去年の

額はいくらですか。附記欄の方に去年の額がいくら、増がいくらということであるならば解りますけれども、増だけ書いて肝心な中味は書いてないんです。

会計係
去年の額は18.143ドルでございます。

5番
その内容はどうなっておりますか。議長ちょっと休憩して下さい。

議長
休憩いたします。（午後2時59分）
再開いたします。（〃 2時59分）

会計係
84セントと56セントと二つに分かれております。嘉数小学校が坪単価それは平均の同じで52セントでございます。大山小学校が2ドル66セント、2ドル4セント、普天間小学校が1ドル80セント、1ドル。

5番
解りました。関連いたしまして私がお聞きしたいのは、市からの教育負担金が毎年毎年多くなりましても肝心な実際

の効果ある教育費には使われていないということになる訳です。そういった教育負担につきまして、市長と教育委員会とのこの措置についての御検討されたことはございますか。せっかく沃山の負担金を市の方から出してもこういったような学校敷地の大きな問題が処理されない限り肝心な教育費には使われてないということになる訳でございます。この問題について、その処理方法について、御検討されたことがございますか。

教育委員長

この問題は委員会としましてもよその教育区もそうなんですが、地料が非常に大きなものになって、今おっしゃる通り、実際その教育費に大きな予算を負担されても非常に負担が大きいので、地料ですね、どうにかしないといかんということは、前からの懸案でございますが、その件については、当教育において最は、新しい学校は購入してもらって、善天向中学、それから第二小学校、そういう新しいところは、市長と話し合ってありますが、残の3校、大山、嘉数、宜野湾、ここは今のところそれをできるだけ購入して、委員会としては、市の方で買い取って、買ってもらいたいという希

望なんですが、そこまでは手が届かないということであります。

5番

これについて、市長さんはどうお考えですか。

市長

お答えいたします。おっしゃる通り今までの残された3校も是非買い上げなければいかないと思っておりますが、現段階において、その委員会からの地主と交渉、そういう問題に対してはまだ受けたまわっておりません。今後教育委員会と連絡致しまして、この問題に対しては、検討していきたいと思っております。

5番

私が一番大きい問題といたしまして、2ヶ年後には、全部、市の方で今の財産貴として検討しなくちゃならない訳です。勿論これは、今まで新しい学校敷地については、市の方で買い取っている。これは、委員会は財源はございませんので、根本的な問題は市が今の問題についてどう考えるか、ということになろうかと思うんです。

5　義

市長としては教育にお金を流して
も肝心な子供たちへの還元にはな
っていないと思っている。それがいつも意味
におもわれて、教育委員会としては
そういった財産関係の何がありまして、
中部連合教育区内の中に、子供の
ほうへと子供に還元される教育費
はどういう順位にあっていますか。
最低であるのか、最高であるのか。
どのへんまでいっているかという点で
ございます。

教育長

子供たちに還元される教育予算が
宜野湾市は中部でどういう状況で
あるかというお尋ねのようで
すが、それでございます。
市負担金として前年度の予算額に
対する本年度の予算額は多少、上
に増加されておりますが、私はこの負
担金の状況は中部連合区の外の
県内市との比較もやっておりませんが、
上の部に入るんじゃないかと、中より
ずっと上に大きいかとか特に考え
ている訳です。

5　義

県内市町村としては、私が先に

お聞きいたしました財産関係の説明を除いての資料はまだ検討しておりませんが。これは中部地区でも非常にまちまちでございます。学校財産につきましては全部市の方で処理した市町村があります。それからずっと後資料を払っている市町村がございます。大体でまちまちでございます。

教育委員長
これは連合区内の各教育区の教育予算について、基準需要額に対するその負担額でありまして、その率が定められておりますが、宜野湾の場合には基準需要額に対して1.13、明いところが美里村でありまして1.31。

与　喜
最低いくらですか。

教育委員長
最低が伊城で1.02というふうにわっております。

与　喜
才出面の1款1項1目の1節の報酬の引き上げについてお聞きしたいと思います。委員会の報酬は3名で1ヶ月所制とられておりますが、監査委員の

任期というのは大変に1年じゃないかと思います。そうなりました場合に、皆さん方の監査委員の任命についてはどういうふうな見解をもっているのか。この予算でありますからは1日付でありますからは結構でありますけれども、もしもそうでないならばこの予算では困るんじゃないかというふうに思います。現在の監査委員はどういうふうな手続きをもって任命されておりますか。

教育委員長
　現在1日付でやっております。

5番
　次に、その前のページの繰越金についてお伺いしたいと思います。
前年度よりも800ドル多くなっております。ただ私がお聞きしたいのは、学校現場においては非常に財政的にのっぴきならないでございます。それから市から流れる教育費補助金は年度内に有効に使わなくちゃいけないと思いますけれども、去年よりも800ドル増えているし、執行面に問題があるのか、この繰越の2,800ドルの内容はどういうものを予想されたのか。

総計係

これは幼稚園の園舎の対応費に10年度分で、これを借りあげがないというのが多くわれわれの船でぎりぎりでございます。そこで、今年は幼稚園に対してはないということが6月の15日頃政府からうかがったのでありましたので、この分だけはけっして保えないという見通しがつきまして翌年度繰越ということでございます。

1番

予算説明書の8ページ、事務局費の説明欄、一般千の方でございます。算定の部が1,596になっております。これを配分、どういうふうに配分するのか、数字を明確にしてください。

総計係

月額で申し上げます。総計係が40ドルでございます。主事、主事補の方が24ドルになっております。書記の方がノートが20ドル、以上でございます。

1番

書記のノートが20ドル、もうノートいきますが。

会計係
各々20ドルずつになっております。

1番
只今の説明による数、これをかけるとそれぞれ1人平均しますと合いますが。例えば96ドル不足がありますが。

会計係
合わせるに会計係であれば半年の定期昇給を就してあります。

1番
予算案の説明欄、内容の全部にわたりまして増給分、定期昇給分、それから増員分、みんな区別して明細に記されておりません。この間に立ってその説明がはっきりされていない理由、地果があってやったのか、それともその他に理由があったのか。

会計係
それは別に理由はございませんが、給与が予算の場合は。

8番
この前者を同中学校のP.T.A.総会がございましたが、その予算に600ドル計上されておりました。そこで、乗員会

として体育費は委員会の時に計上されて、委員会からはないかという質問をいたしましたところ、学校としては少々はあるんだが、そういうものは委員会からはないんだ[illegible]という[illegible]御説明でございました。この予算とそういうものは委員会としては認定しない訳ですか。

会計係
これは委員会として予算の中に含めてありますのはすべて学校のものも数がたくさんございまして、これは何に買え何に買えという指名はしておりませんが、整理簿帳簿の中で消耗品は何から買うようにと、種類がたくさんございますので、おっしゃるような品物はべつべつの名称はしておりません。

8番
一人あたり大体いくらですか。

教育委員会
生徒一人当りでなお、1ドルちょうど。

8番
これは購読でなお。

教育委員長
　消耗品として。

議　長
　暫く休憩いたします。（午後3時20分）
　再開いたします。（午後3時21分）

5　番
　新年度予算から今まで市の方で補助していた団体に、教育委員会が4団体位くわっていると思いますけれど、この予算編成で補助金を考える場合に、必ずいろいろな資料を要求してその額を出したが、この額が適当なので出ておりますので、そして委員会としてその補助金を決める場合、上げる場合の根拠は何に基づいて補助金の額をお決めになるのか。

厚生課
　厚生おっしゃる御質問の中味の変ったのは、市体協と市老協それから市婦人会、保母協会が変っております。
　市老協の方は予算書がまだ届いていませんでしたので、去年市から支出された額のままを上げてございます。
　それから保母協会の方も前市から出されておったものと、又委員会から出しておったものとこの、后算されて…。

婦人会の方も事業計画と予算書が届いておりません。

与　番
実際のそういった団体の時、運営状況は御承知でございますが。
団体の責任者はちゃんとおられますが。
これはやるからには公金でございます。
公金をなげう場合にその団体の責任者はおられますが、市当局にお伺いいたします。現年度の予算執行はどういう状況になっておりますか。この団体に対する。予算執行でございます。

助　役
これは今すぐお答えできませんので、一応係を呼んで説明させたいと思います。

与　番
委員会はたびたびですが。その団体の責任者はおられますが。そしてその団体のですね…。

助　役
長はおられます。

与　番
・外の長はおられますが。正式の機

関の意見に対してお願いですが。
皆さんの方はこれは予算書が出てこの補助金を決められておりますけれども予算書のどういう部門を対象にしての補助ですか。あげることは非常に結構でございますけれども、生産補助であるのか、或は事業補助であるのか。

議長
休憩いたします。（午後3時16分）
再開いたします。（午後3時27分）

原計係
先ほど申しあげましたように、市者協は見積り、予算書がないという点で、その外は、婦人会については事業費のみも、それから体協の方もその通りでございます。事業費だけでございます。保育協会の方もそうでございます。その外に同じうの方では予算書では会員の会費とかそういうものは……。

与番
市の方におきましては、自治法に従いまして、監査委員の直接監査がございます。直接その団体団体の、補助やっている団体の直接監査がございます。皆さん方はこの補助金をあげられるとき監査委員会法に従って監査やろと思います

すけれども、直接監査できますか。
やりっぱなしで分るのか。これは本年でございます。本年でございますので、その内容、その結果も十分皆さん方としては監視する義務がございますので、教育委員会法の何条に、或は規則にそういうような監査の対象がございますか。現行の監査委員には直接監査できますか。

議長
休憩いたします。（午後3時30分）
再開いたします。（午後3時31分）

教育長
補助金をもらった団体の会計を委員会が直接監査できるかというようなことでございますが、この点につきまして后、できるかどうかということは勉強不十分で申しとげられませんので、この点は調査いたしまして、そしてお答えいたしたいと考えます。ただ、補助金をもらう場合に、事業内容、事業の実績を見て、県庁にもらうようにしておりますが、この点だけは申し添えておきたいと思います。その点、方々ところ御質問にすぐ即答というこれはできかねますので、あとでその点は研究してお答えいたしたいと思います。

5 番

所信表明でございますので、又、議員であります以上は直接間接的に監視監視する義務がございます。そう思いまして所信表明していただきたいと思います。これはまだですが、現在の執行状況、関連がありますから私はお聞きしている訳です。

助 役

課長が今、若手同二名の者に行っておりますので、今、電話で連絡で呼んでおります。暫しお待ち願いたいと思います。

議 長

休憩をいたします。(午後3時5分)

再開いたします。(午後3時5分)

11 番

社会教育の中で、団体の負担金及び交付金、この負担金をする団体、交付をする団体、これは市では補助をする団体というふうな名称があった訳でありますが、その中で、負担すべき団体、それから交付すべき団体、その法的根拠について御説明を求めたいと思います。これは補助金であるのか、交付金であるか、どういうふうにしてう

いう説いが出て来ております。

会計係

これは別のようで、19節の負担金及び交付金という節にたくさんの団体がまとめられておりますが、これは全部負担金という意味ではなくして委員会が行なう事業に対してこの団体を派遣する旅費日当みたいなものですが、委員会の場合は補助金という項目がないというこで、それがうちの19節の負担金及び交付金の中に組んでありますのがこういう団体を派遣する旅費という大きな項目であって、そして昨年度の決算におきまして監査委員の方から指摘を受けまして、これは旅費の性質にかんがみ昨年度までは旅費として支出しておった訳でありますが、旅費の場合にはあくまでも規則規程に基づいた職員に対するのが旅費であってこれは旅費には適当でないという指摘を受けまして交付金の中にもってきてありますが、これはその団体の中から出す派遣旅費みたいな内容でございます。その団体に負担金として出すという意味ではございません。ここの中でございます。負担金として出しますのは幼稚園協会であります。それから一番下の方に市青連、それから婦人会とあります。これだけが

この団体に対する負担金でございまして、外のものは事務局が派遣する人に対してのこの団体内から派遣する派遣旅費みたいな内容でございます。

N　番

事務局から派遣するということは、何かこの、それらの団体の…。

総務課

社会教育関係のための派遣旅費みたいな内容でございます。

N　番

それらの負担金というのにしかし、それは算出の根拠はどこにおいてますか。

総務課

算出の根拠は殆どの普通旅費、日当と車賃。

N　番

旅費支給規程に、規則に準じたところの額を支給する基礎は、これは既にそういう団体からそういう要請があってやっているのか、それとも直接事務局がこの団体に対して

選挙の指示をするわけ。・・・・

企計係
そういうものは社会教育主事が指示をしております。

11番
それから交付金、これは始めまた補助金だと思っておりますが、これを、この額を算出した基礎、資料があるのかと思いますが、ございますが。この額をですね、これだけ交付するという、算出する…。

企計係
今先程申しとげました婦人会、幼稚園協会、青年連合、そういうものに対する。内容が二つに分かれております。

11番
でそれから交付金だけ。三団体に対する。

企計係
これは先先申しとげましたが、事業計画書、予算書をとり寄せまして、それ中に事業費というものが…。

N 番

何パーセントですが。大体いくらですが。事業費は全額でありますが。或は又事業費の何パーセントというような何か根拠がございますが。

企計係

・事業費は全額

N 番

事業費は全額ですが。ありとあらゆる団体の予算の何パーセントですか。

企計係

婦人会は約9,700ドルに対して13%。パーセンテージは出しておりませんが。

N 番

大変恐縮ですが、これの資料はないのが、検討する資料にわるいような予算資料でもいいですから分ったらあとで見せて下さい。じゃあですね、これは5番議員が資料を要求したものと合わせて提出できませんか。

企計係

枚数が相当の枚数になりますので、ちょっと時間がかかりますが…。

N 委

それでですね、おっしゃるように皆さんが考えている事業と、我々議会立場から検討するような事業ですね、果して一致しているかどうか、それについて検討されい訳なんですが、もし、できれば御説明していただければ良いと思います。

会計係

すぐということでなければ明日できます。

N 委

もう一点だけ、同じような教育関係の団体育成、あるいは市体育協会に対する交付金というのは、これは別に規則規程で補助金という規定がないから交付金として補助していると、そういうふうなお話でありますが、これの要求額はいくらですか。この団体からの。

会計係

この団体からの補助金要求は2,500です。

N 委

すると、予算は自己負担もできないですが。

会計係

この方は予算は入っておりません。
事業計画書だけしかでていません。
2,500人。

M 番

事業計画書だけしか提出していないというのは市の補助金、交付金が範囲内で事業をするという考え方であります。市から補助をしておった当時では色々と指摘をしております。
もう一つには、体育協会という団体があります。これは町内会長が協会員として構成しているわけでありますが、これも負担がしてきょうまでずっと市の補助金だけでまかなってきております。そこで、市の補助金、交付金によってその事業の規模を条件づけされる場合が多いと思います。それにはやはり自己負担というものがやはりこの団体の育成を図る、皆さんには義務がありますが、これに対してどういう形で助言指導を今日までおこなわれてきたか、それについてお伺いいたします。手伝、教育委員会でもいい、委員長の方でもいい、御説明をお願いします。

教育委員長

社会体育の推進として、教育委員会としてもこれは育成をせねばかんと思っております。これまで市の方で補助金を出して

そこで、今後から委員会が方針がわかっている訳かんですが、最少限の事業には補助をして育成せにゃいかんと思っております。

11　番

この団体の運営の状況に対して十分皆さんとしては掌握しておりますか。

総務委員長

この方は今後の事業計画を出して今後はやっておりますが、今までどういう運営になっておるかよくわかっておりません。

11　番

そうするとね、協会の役員の皆さんとは一応は話し合ったことはないですか。

総務委員長

役員が3名、予算を編成する場合に3名集まって、1時間、2時間話し合ったことはあるが---。

11　番

そうしますと1時間話し合っているとすると、わしは一体協会はどういう運営をしておるのか、或は補助金をどのような形で使っているかは当然のことで、委員会としては掌握して、そしてこの額が少ないのか、多いのか、をどうか、検討すべきだ

というふうに考えておりますが、この問題の建設並びに後来の建設の状況なんかはは、のりられて居ておりませんか。

教育委員長
後来の建設の状況は聞かれておりません。

N 委
それでは、ただ今の事業計画書に基づいて、委員会がどの位は負担するという額を一応出したいという形に解釈してよろしいでございますか。

教育委員長
それでいいかと思います。

N 委
さっきついでにでございますが、それぞれ9節、公民館費が14の9節であります。職員、4人ドル、職員給料、給料費とかってありますが、これはどういった内容のものであるかどうか説明をお願いします。

教育委員長
これは公民館長の給料費になっております。

川　春

これの説明では職員となっておりますが……職員ということになると、我々が考えて事務員の職員しか考えられませんが、又旅費も支給するかということになると、この19節ですが、この問題と関連して果して旅費として支給できるかどうか。

会計係

これは先程申し上げた件の内容では、公民館長は事務員が~~事務員と~~任命によって充て手当も支給する。

川　春

勿論公民館長は事務員が任命しております。しかしながら、職員として扱うべきか、そして現則規程でいうところの旅費が公民館長にそのまま適用されるのであるか。はっきり職員という定義があるはずであります。事務員か職員とはどういうものであるか。

会計係

これは定数外には入っておりませんのでおっしゃるように適格かどうかとは言えませんが、しかしながら任命された手当もされておりますからそれなりの旅費を出してもよいのがふさわしいとじゃないかと思います。

議　長
暫し休憩いたします。（午後3時55分）
再開いたします。（午後3時57分）

11　番
市民税課長ですね。皆さんが仕方して結構をされるし、視察をされるような場合ですね。何か問題があるはずであります。それ、それに対して裏付けをわれわれが予算だというふうに我々は今まで理解しておった訳でありますが……。

議　長
お諮りをいたします。只今午後4時であります。日程がまだ終っておりませんので、時間を延長したいと思いますが御異議ございませんか。

議　長
御異議ないと認めます。よって時間を延長いたします。

議　長
暫し休憩いたします。（午後4時）
再開いたします。（午後4時）

議　長
5番の質問にお答え願います。

厚生課長

お答えいたします。執行状況につきましては、はっきりしたことはわかりません。と言いますのは、まだ6月末で決算が行われと思いますので、それまで実績報告の方はまだもらっておりませんので、まだはっきりしておりません。

与　番

現在の予算執行、この段階については全額保留されておるのか、入れておいのか。明日本でしがわいですが、70年度は。

厚生課長

お答えいたします。市看護会が1,000ドルの補助金に対して300ドルは来れとてだめです。あと700ドルは残っております。

与　番

皆さんがやられるのか、何こうが施設しているのか、どっちですか。

厚生課長

私共の方では1月から3月は施設をー施設としまして、やっておりましたが、何の補助金をとれるという要求もだめですんので、私もそれのみましておきましたが、今日だと思いますが、市の監査委員の方からもお

団体に対する会計検査がございまして、それからそれが発表されてからそういうことになってはじめてわかったのであります。それから後者会派の方もそれの取扱いについて協議しましたが、期間がもうないし、補助金は出れば出る可能性があるからというお話で一応出しておりません。

五　番

委員会の皆さん方がご承知の通りでございますので、こういう団体については十分に大きな問題をかもすおそれがある訳です。そういった意味で予算の執行も問題でございますけれども皆さん方としてはそういった育成指導の機関でございますので、十二分に予算執行とも関連いたしまして一つご指導していただきたいと御要望申し上げます。

六　番

一点だけ、基本的な問題でありますので、お聞きいたします。二、三年来、強いて要望を続けて参りましたところの第二病院の完全給食について、私は今年度、新年度の事業計画並びに新病院の予算の中に当然計画してあるものと期待をしておりましたけれども、それが加筆していないということでいろいろ残望しております。これに対して、これは前に、私が委

年ばっかりと年度に計画をするという形
でおりましたけれど、それがいつの間にか消えてしまって、これに対して納
得いかないもんがあるんだ、どのような形でこういうふうになっているか、それに対してはっきり
した説明をお願いします。

教育委員長

この問題は、委員会といたしましても来
年度は第三期目が残るので、完全給
食を実施するという計画でおりますが、
諸情勢の内に問題があると、主婦がわい
わいいうてて、それを通じての問題を求め
て、その理事さんがたにも合って検討をして
おるわけでございますが、これがまだ確保で
きておりません。それと、今度は調理
場の建物はこれは誰かが割り当てるん
です。これも今もまだ割り当てを受けており
ません。今度の予算に、予算措置がで
きるかどうかというようなことでございまして、教
育の方はこの通じて求めて第二小学校も
一緒にして両方の共同調理場にしよ
うという計画で委員会としては進めてお
るんですが、第二小学校の方は当分第
一小学校がこの運営をするという形にな
っております。ただしかし、中学だけ
に作るんですが、中学だけでもその近く
の方に、教育委員会求めるような話を進めて

おりますけれども未だ確保できておりません。

11　答

一体全体委員会は、その敷地を求められたのか身がかりでできないのかどうか。これは今始まったことじゃなくして、当然皆さんの事業計画、或は学校施設の計画によって、そしてそれの前提となるところの土地の確保は当然なすべきであります。従って未だに敷地を確保できないというのは私は皆さんの怠慢だと言いたいからです。と申しあげますのは、一体何名の地主さんにあたって来られたか。果して二、三百坪の敷地が私の界隈ではほんとに確保できないのかどうか。それへんに対してもっと熱心さがあってしかるべき筈であります。用地やる気がないならば私は委員会に中学校のP.T.A並びに第二小学校のP.T.A、学校側にも積極的に働きかけて、そして一緒に確保してもらいたいというふうな皆さんの指示事項があれば私は問題ないじゃないかというふうに考えておりますけれども、一カ所が難航したからといって確保できないというのは絶対成り立たない訳であります。それで、お伺いしたいのは一体今の状態で第二小学校が当分の間第五向小学校から給食を受けるので、

これは当局が何とかお考えになるとして、そうすると第三中学校にしても、第三中学校の場合一体いつの時期で皆さんとしては実現したいのであるかどうか、それについてはのっぴきならぬ事態を私は示してもらいたいと思います。

教育委員長

先程申しとげましたように、委員会としましては、来年早々は初めから完全給食を実施しようという計画をですじ詰を進めたんですが、先程申しとげましたが、場所が得られない、割り当ての、給食建設が割り当ても受けられないというようなことで、すぐ見通しはいつからというようなことはいかがわかで、できるだけこれは実施時期を求めるかで、早くやりたいと思うようなことを前の委員会も考えております。

11　番

これはできるだけ早くやりたいという気持ちです。前からそうおっしゃっております。2か年前からできるだけ早く市内の学校も完全給食はやりたいんだということは聞かされております。しかしながら、1か年前から具体的にいっている、或は第二小学校の完全給食をするための敷地をえがしていらっしゃるというようなことで、1か年でえがせない、来ばえれの

教育が確保ができないような状態では一体いつになるか、非常に不安であります。又、今までにできなかった、1年間でもできなかった教育確保ができるか、これから高、それへんは次々家が建っているようなので、地価も漸次上がってきっておりますので、そういうかたちでそれの予算をもってところの中学校の場合、教育委員会に対する不信、果してやれるのであるかどうか、いえんが疑問を持たれる訳にはいかないと思います。ですから私がお聞きしたいのは、今年度でできなければ、今年度中に、或は今年度の半ばごろに教育を確保して来年度から実施するお考えがあるかどうか、そのへんのはっきりした等等を示してもらいたいと思うわけであります。今の状態で当分はできないというのであるならばですね、それでもいいと思っておりますけれども、一体全体我々はいつでも聞かされております。中学校の完全結論は一体いつであるかと、父兄は一日千秋の思いでこの問題ができるかと非常に期待しております。そういう中でですね、議会がとり上げ、そして我々が父兄にもいつできるかわからないというようなことで果していいものかどうか。それもはっきり皆さんの理解を求められたのも今年度はこういう事情であったが、来年度はどんなことがあっても必ずやるんだといったようなはっきり

が皆さんお賛成であるからばですね、それがあるから何で我々も父兄や学校側に十分納得のいく説明ができるんじゃないかと思います。

教育委員長

予算措置確保の問題なども委員会、更に会議をもって検討しておっしゃる方に努力して、それが真にそのように努力してくれればと思います。

川　脩

次年度じゃなくして、来年、次年度には十分可能であると見てまろしいのでございますが。あとは与党です。

教育委員長

この件については、委員会としても申し上げますように努力はして来たんですが、まだ現在かというと土地の場所の確保ができていない、これは一つ最近もその話は進めておるんです。それで、あとは与党と、これはまあ私一人で、できるでしょうとしか言えませんが、委員会として党に話って皆で努力していこ、昭和五十九年度までには実現したいと思っております。

以・箱

是非一つ、委員長一人の責任において、じゃなくして全委員に積極的にこの問題にとりかかっていただくべきでありまして、私はこれは問題だと思っております。必ずや一つ、全委員の皆さんが是非、十分御理解していただいて早目に実現するようにお願いをいたします。以上。

8番

負担金Bが交付金の中の先程今年度の市青連の今年度の予算についての説明がございましたが、実にびっくりした次第でございます。即ち700ドルを予算計上した、そして事業計画を進めてあったにも拘わらず現時点に立って300ドルしか事業内容は行なわれてないというような報告でございます。実にびっくりしてあります。そこで委員会に提出された市青連の事業計画書、これは果して疑いたくなります。この700ドルの内容を事業計画はどういったものであるか、委員会はそういったものを十分検討の上で予算に計上されたのか、御説明願います。

会計係

これは先きも申し上げましたように市青連からは事業計画書も予算書も参ってありません。それで今年から委員会から出るようになりましたので、去年市から予算に計上されたのをそのまま上げてありますので、今おっしゃるところの予算書はまだ参ってありません。

8番

どうもこれは委員会の軽率な予算計上じゃなかったですか。その補助、その2の

は、ある程度事業分量を掌握して、そしてそれによって、どの程度補助育成していかなければいかないという計画が立って、はじめて、なされるべきであります。これは公金でございます。皆様の市民の税金でございます。そういうものをただあやみにその団体そのものがどういったような事業計画をやりどういったように事業をすると、それを十分把握しないでただ去年700ドル計上されてあったから、やるかやらんか解らんが、今年も700ドル計上しておこうというようなほんとに軽率なことは許されないのであります。一応委員会としても団体からは何の申し出もなく又委員会としてもその内容を十分知っていないようでございますので質疑をこれで終り終りたいと思います。

11番

さっき、質疑を終えたと申し上げましたが、今の問題と関係いたしまして、この補助金のあり方について、基本的な考え方を教育長先生にお伺い致します。育成すべき団体、或いは補助を要請する団体が何の意思表示もない、果してこれだけの補助金や交付金を必要としているのかどうか、その意思さえはっきりつかめないままにこの補助金や交付金なるものを、予算措置することが、妥当であ

るかどうか、それについて補助をする立場からの見解をたまわりたいと思います。

教育長

お答をいたします。補助をする団体が教育委員会そのものにはじめて外の団体の、そのままに外の団体でやられないものが新規に出て来た場合でありますならば、よくその事業なりそれから事業の予算面施行する事業の責任者、そういう点、慎重に検討してその補助額も決定されるべきであると考えられますが、これはお聞きいたしますと昨年市にあったものが、そのまま移ったと、それで市の補助金交付の場合に、十分そういったことがなされてあるというふうな考え方に立ってですね、やられたんじゃないかと、けれどもやはりその場合にももっとその内容は検討すべきであったと考えますが、一応市のなさったことを信頼といったら何ですが、十分なされたという前提に立ってのものだと可様に考える訳でございますが、新しくやる場合は、やはりその事業内容なり検討して慎重に交付金を決定し、それが十分効果があるように使われているかどうか、監督すべきだと可様に考えてあります。

11番

委員会と市とは別個の機関であります。市が妥当であると認めても委員会としてはミスの点に妥当であるというふうに認める場合もあり、認めない場合もあるでしょう。何もいちいち追従する必要は毛頭ないと思っております。あくまでも自主的な独立した機関であります。しかしながらこの今までの説明を聞きますと、従来市がやってあった場合は、ちゃんと予算編成の時点で事業計画、陳情書、予算案、そういったものをちゃんと具備して市にも補助金を要請して来てあります。市としてはその補助金申請なるものが果して妥当であるかどうか、規則に照らし合わせて妥当であると決定して我々も十分、その額に対しては、あらゆる資料に基いて、妥当であるという線を出してあります。しかしながら見てわかる皆さんのこのやり方はあまりにも軽率であります。ただ市がやってあったからいいだろうというような安易なやり方。しかもその団体も委員会に対しては、初めてであります補助金申請をするのはしかもその補助金申請をしてもない理事もあるかどうかはっきりつかんでない。そのような状態の中で果してこの金額が妥当であるという根拠がいえるかどうか正に私は何といいますか言語道断であ

ります。そのようなことからして私は新規のものであるならば、これは妥当じゃないと、新規でないから市がやったから妥当であるというような教育長の安易な考え方を是正してもらいたいとこのようにお願いします。従ってこの問題に対してもっとつっ込んでこの団体の動態を把握する中から妥当な線をあみ出してもらいたいと、このように再考を促がしたいと思っております。かつこれについては我々が妥当である線を出すように資料を教育長先生にお願い致します。

12番

事務局職員のですね、ことについて、大体三つに分けられていますが、会計係、主事、主事補、この中の一点をさして申し上げますならば、主事、主事補は役所職員としての準用した場合にはどの程度の位置にあるか、即ち事務分量、或いは~~事務~~責任などを、その他勘案した場合には、市の職員としてのつり合いに対してはどの位置にあるか、そこらあたりを御説明願います。事務局の職員でありますからやっぱり市の職員とも大体にらみ合いが、照らし合わせができると思います。

教育委員長

この、方、は、役所、と、は、職階が、違うので、役

所の職員との比較はできませんが、役所の職員には課長、係長というふうに、委員会では主事、事務主事、事務主事補というふうになっていますが、係長級じゃないかと思います。市の職員のどこにあてはまるか、そういうことは係長が

12番

係長と見なされている人ですか。係長の位置に位置ずけできるというふうに。

教育委員長

係長というのは、これは役所にある人であって、委員会には事務主事です。事務主事としてみなしている人です。

12番

ですから事務主事としてですね、事務主事としてみなして、係長とみなした場合その責任、その事務分量、そういう面から見た場合に、大体どの位ずけにあるかということです。私が質問しているのは。

教育委員長

役所の課長級だとか、或いは係長級だという検討はしておりません。その委員会の職員の中で今年度事務主事、事務主事補を何いまして、経験年数の富んだ人を。

. . . . . .

山番

比較はできる人じゃないですか。例えば給料において申し上げたいのは、ここにある人ですよ。この予算面からしますと教育委員会職員の主事、主事補が173ドル50セントというふうになっております。役所の係長課長が技術課長で171ドルというふうな予算が出ております。そういうところからしてどのような位置ずけをされるかというようなことを質問している訳でございます。課長は169ドル67セント。3名の技術課長が171ドル67セントというふうに予算が出ております。その面から見て、どの位置にあるかということを質問しています。

議長

暫く休憩いたします（午后4時32分）
再開いたします（午后4時35分）

議長

お諮りいたします。本案につきましては質疑の段階で継続審議としておきたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。尚明日は午前10時から再び本会議を開きます。議題は一般予算を議題といたします。散会（午后4時36分）